

(七) 医療福祉

医療福祉

1. 医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度（マル福）は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、心身に重度の障害をお持ちの方の生活や子育てを支援するため、保険診療分の医療費の一部負担金を助成する制度です。

※所得制限があります（小児を除く）

（1）対象者

①妊産婦 母子健康手帳の交付を受けた方

②小児 18歳（高校3年生相当）までの方

③ひとり親家庭の親子（母子家庭の母子及び父子家庭の父子）

・次に掲げる児童を現に監護しているひとり親家庭の親及びその子

（ア）18歳未満の児童

（イ）20歳未満の児童で一定の障害がある児童

（ウ）20歳未満の児童で高校等在学中の児童

・父母のない児童のうち上記（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる児童

・父母のない児童を現に養育している配偶者のない方又は婚姻したことのない方

・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方及びその児童

④重度心身障害者

（ア）身体障害者手帳1級・2級の方

（イ）身体障害者手帳3級でかつ内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害）の等級が3級の方

（ウ）療育手帳㊤・Aの方（知能指数35以下の方）

（エ）身体障害者手帳3級又は4級かつ知能指数50以下の方

（オ）特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童

（カ）障害年金1級を受給している方

（キ）精神障害者保健福祉手帳1級の方

（ク）精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級又は4級の方

（ケ）精神障害者保健福祉手帳2級かつ知能指数50以下の方

※65歳以上75歳未満の方のうち下記の障害の方については、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。

・身体障害者手帳1級～3級の方

・療育手帳㊤・Aの方

・身体障害者手帳4級の音声又は言語機能障害、下肢障害1号、3号又は4号の方

・障害年金1級を受給している方

・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方

（2）自己負担金

・外 来 1日600円（1医療機関ごとに月2回まで）※3回目以降は無料

・入 院 1日300円（1医療機関ごとに月3,000円まで）

・調剤薬局 自己負担なし

※重度心身障害者については、全て自己負担金なし

(3) 市独自の医療費助成

- ・妊産婦に対する外来・入院自己負担金助成
- ・妊産婦に対する県助成対象外疾病に係る医療費の一部負担金助成
- ・13歳から18歳（中学生～高校生3年生相当）に対する外来医療費にかかる一部負担金のうち自己負担金を除いた額を助成
- ・県助成対象外の小児（所得制限を超えた非該当者）に対する医療費にかかる一部負担金のうち自己負担金を除いた額を助成

(4) 所得基準額

○妊産婦

扶養親族者の の数	妊産婦：本人又は配偶者の所得基準額*		扶養義務者の の所得基準額
	うち老人扶養親族者の数		
	1 人	2 人	
0 人	6,220 千円		10,000 千円
1 人	6,600 千円	6,660 千円	
2 人	6,980 千円	7,040 千円	

* 扶養親族1人につき380千円を加算し、うち老人扶養親族は1人につき440千円を加算

○ひとり親家庭の親子

扶養親族者の の数	父又は母、子の所得基準額*			扶養義務者 (祖父母等) の所得基準額
	うち老人扶養親族者の数			
	1人	2人		
0人	3,016千円			10,000千円
1人	3,396千円	3,496千円		
2人	3,776千円	3,876千円	3,976千円	

* 扶養親族1人につき380千円を加算し、うち老人扶養親族は1人につき480千円を加算

○重度心身障害者

扶養親族者の の数	本人の所得基準額*			配偶者又は 扶養義務者の 所得基準額
	うち老人扶養親族者の数			
	1 人	2 人		
0 人	5,129 千円			6,287 千円
1 人	5,509 千円	5,609 千円		6,536 千円
2 人	5,889 千円	5,989 千円	6,089 千円	6,749 千円

* 扶養親族1人につき380千円を加算し、うち老人扶養親族は1人につき480千円を加算

※所得から控除される主なものとして、定額控除(8万円)、医療費控除、障害者控除、特別障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除などがあります。

(5) 受給該当者数の状況（各年度7月末現在）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
妊産婦	761 人	705 人	677 人	622 人	589 人
小児 ^{*1*2}	20,422 人	20,129 人	19,658 人	22,084 人	21,414 人
ひとり親家庭	2,359 人	2,224 人	2,165 人	2,143 人	2,087 人
重度障害 ^{*3}	1,095 人	1,096 人	1,051 人	1,061 人	1,044 人
重度障害(65 歳以上)	1,557 人	1,517 人	1,481 人	1,441 人	1,422 人
合 計	26,194 人	25,671 人	25,032 人	27,351 人	26,556 人

*1 令和3年10月から外来医療費助成を18歳（高校3年生相当）まで対象拡大

*2 令和5年10月から小児の所得制限を撤廃

*3 令和6年4月から対象者に下記①～③の2つ以上該当している方を追加

①身体障害者手帳3級又は4級

②知能指数50以下

③精神障害者保健福祉手帳2級

2. 未熟児養育医療の給付

未熟児養育医療給付は、身体の発育が未熟なまま生まれ養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院養育を受ける際に要する医療費等の一部を助成する制度です。

(1) 対象者

医師が入院養育を必要と認めた次のいずれかの症状のある乳児

①出生時の体重が2,000グラム以下

②生命力が特に薄弱であり、運動不安、体温が34℃以下、強度のチアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸等の症状がある場合

(2) 給付の内容

指定養育医療機関における次の処置

①診察

②薬剤又は治療材料の支給

③医学的処置、手術及びその他の治療

④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

⑤移送（特定の場合に限ります）

(3) 保険給付と自己負担の関係

医療機関の窓口での医療費の支払いはありませんが、後日、市から保護者に対し世帯の住民税額等に応じた徴収金を請求します。ただし、徴収金の一部がマル福の対象となるため、保護者の負担は入院自己負担金の金額（1日300円、月3,000円まで）となります。

(4) 給付の状況（各年度3月診療分から翌年2月診療分までの実績）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
給付実人数	19 人	18 人	15 人	27 人	17 人
給付延件数	44 件	47 件	33 件	76 件	44 件
給付日数	845 日	1,021 日	567 日	1,494 日	930 日
食事回数	2,410 回	2,867 回	1,592 回	3,989 回	2,361 回